

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公開番号】特開2007-274216(P2007-274216A)

【公開日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2007-040

【出願番号】特願2006-95862(P2006-95862)

【国際特許分類】

H 04 N 5/765 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

H 04 N 5/91 (2006.01)

H 04 N 101/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/91 L

H 04 N 5/225 F

H 04 N 5/91 Z

H 04 N 5/91 J

H 04 N 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月16日(2009.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を、該画像を識別する識別子と関連付けて記憶する画像記憶手段と、
上記識別子と、該識別子によって識別される画像または該画像を特定するための特定画像とを合成して合成画像を生成する合成画像生成手段と、

上記合成画像生成手段によって生成された合成画像を外部機器に送信する第1画像送信手段と、

上記第1画像送信手段によって送信された合成画像に含まれる識別子を指定する識別子指定手段と、

上記識別子指定手段によって指定された識別子に関連付けられた画像を上記画像記憶手段から読み出して、上記外部機器に送信する第2画像送信手段とを備えていることを特徴とする送信装置。

【請求項2】

上記識別子は、

上記合成画像生成手段により合成される前の個々の画像を識別する第1の識別子、及び上記合成画像生成手段により合成された1又は複数の合成画像を識別する第2の識別子であることを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項3】

上記第1の識別子と第2の識別子とが1つの識別子で表現されていることを特徴とする請求項2に記載の送信装置。

【請求項4】

上記画像記憶手段に記憶された画像に、該画像の特徴を示す付帯情報を設定する付帯情報設定手段を備え、

上記第1画像送信手段は、上記合成画像を送信する際に、該合成画像に含まれる画像に設定された上記付帯情報も送信することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項5】

上記付帯情報に、上記合成画像に含まれる各画像ごとに設定される、上記第2画像送信手段の動作設定情報が含まれていることを特徴とする請求項4に記載の送信装置。

【請求項6】

上記識別子指定手段は、識別子と1対1に対応する入力キーを備え、

上記合成画像生成手段は、合成すべき識別子の空間的な配置が、上記入力キーの空間的な配置と相対的に同じになるように、各識別子と、各識別子で識別される画像とを合成することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項7】

上記第1及び第2画像送信手段の通信方式は、IrSimple方式であることを特徴とする請求項1～6の何れか1項に記載の送信装置。

【請求項8】

画像を表示する表示手段を備えた受信装置であって、

識別子と、該識別子によって識別される画像または該画像を特定するための特定画像とを合成した合成画像と、該合成画像を識別する合成画像識別子とを受信する受信手段と、

受信した合成画像と合成画像識別子とを関連付けて記憶する記憶手段と、

上記記憶手段に記憶されている合成画像識別子と、該合成画像識別子とは別の時期に受信した合成画像識別子とが同じであるときに、受信した合成画像を上記表示手段に表示させる表示制御手段とを備えていることを特徴とする受信装置。

【請求項9】

上記受信手段が、上記合成画像の一部分の画像に付帯する該画像の特徴を示す付帯情報を受信することにより、該付帯情報に基づいて、上記合成画像から上記一部分の画像を少なくとも1つ抽出し、該抽出した画像に第3の識別子を設定する識別子設定手段と、

上記合成画像に上記第3の識別子を合成する識別子合成手段とを備えていることを特徴とする請求項8に記載の受信装置。

【請求項10】

上記受信手段の通信方式は、IrSimple方式であること特徴とする請求項8または9に記載の受信装置。

【請求項11】

請求項1～7の何れか1項に記載の送信装置と、

請求項8～10の何れか1項に記載の受信装置と、

上記送信装置または受信装置に接続され、画像または画像の付帯情報を少なくとも含むコンテンツを取り扱うサービスサーバとを含むことを特徴とする通信システム。

【請求項12】

上記サービスサーバは、

上記受信装置との間で同じ識別子を秘密鍵として共有するための識別子共有手段と、

合成画像ごとに任意の識別子を第2の識別子として設定する任意識別子設定手段と、

上記送信装置に上記第2の識別子と合成画像を送信する合成画像送信手段と、

上記第2の識別子と上記秘密鍵とをもとに、一意の識別子を第4識別子として設定する識別子設定手段と、

上記送信装置に指定された識別子である第5識別子を取得する識別子取得手段と、

上記第4識別子と上記第5識別子とを比較し、比較結果に応じて上記送信装置に画像を送信するか否かを決定する比較決定手段とを備え、

上記送信装置は、

上記サービスサーバから受け取った第2識別子を上記受信装置に送信する識別子送信手段を備え、

上記受信装置は、

上記サービスサーバとの間で同じ秘密鍵を共有するための識別子共有手段と、

上記送信装置から受信した第2識別子と、上記識別子共有手段で共有されている秘密鍵とをもとに、一意の識別子を決定する識別子設定手段とを備えることを特徴とする請求項11に記載の通信システム。

【請求項13】

上記送信装置は、
合成画像を生成するために必要なコンテンツを取得可能な上記サービスサーバのあて先と、他の送信装置及びサービスサーバから取得したコンテンツの合成方法を記述したテンプレート情報を送信するテンプレート送信手段を備え、

上記受信装置は、

上記送信装置から該テンプレート情報を受信するテンプレート受信手段と、
該テンプレート情報に基づき、必要な画像を取得して合成画像を生成する合成画像生成手段とを備えることを特徴とする請求項11に記載の通信システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

上記送信部a206は、送信選択部a205で決定された情報にもとづき、送信すべき画像ファイルを画像合成部a202、もしくは画像記憶部a201から取得し、適切な通信プロトコルを用いて外部に送信する機能を有する。例えば、IrDAやBluetooth(登録商標)、無線LANなどの無線通信モジュールとその通信プロトコルを実装してもよいし、USBやethernet(登録商標)などの有線通信モジュールとその通信プロトコルを実装してもよい。以下では、この通信手段をIrDAの片方向通信方式を実装する場合を想定して説明する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0164

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0164】

送信部b207は、送信選択部b206で決定された情報データを適切な通信プロトコルを用いて外部に送信する機能を有する。例えば、IrDAやBluetooth(登録商標)、無線LANなどの無線通信モジュールとその通信プロトコルを実装してもよいし、USBやethernet(登録商標)などの有線通信モジュールとその通信プロトコルを実装してもよい。以下、本実施の形態では、この通信手段をIrDAの片方向通信方式を実装する場合を想定する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0228

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0228】

図18は、送信装置であるリモコンc101の外観的な構成要素を模式的に示した図である。すなわち、c201はリモコンc101に外部からコンテンツ(静止画、動画、音楽など)を読み込むための外部インターフェースである。例えば、IrDAやBluetooth(登録商標)、無線LANなどの無線通信インターフェースでもよいし、USBやethernet(登録商標)などの有線インターフェースでもよい。本装置自体のソフトウェアもこのインターフェースを通じて更新されることが望ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0320

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0320】

前記の実施の形態4,5では、送信装置として携帯電話を想定し、携帯電話のもつ外部ネットワーク接続を介して、サービスサーバにアクセスするアプリケーションを説明したが、外部ネットワーク接続が受信装置にもある構成も考えられる。HDDレコーダやSTB、PCなどとの機器を介してテレビを外部ネットワークに接続し、外部のサービスを受けられるようにすることも可能である。例えば無線LANやethernet(登録商標)でホームネットワークを構成し、外部接続されたルータ機能をもつ機器を介して、外部ネットワークへアクセスするようにすることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0362

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0362】

また、送信装置および受信装置を通信ネットワークと接続可能に構成し、上記プログラムコードを通信ネットワークを介して供給してもよい。この通信ネットワークとしては、特に限定されず、例えば、インターネット、イントラネット、エキストラネット、LAN、ISDN、VAN、CATV通信網、仮想専用網(virtual private network)、電話回線網、移動体通信網、衛星通信網等が利用可能である。また、通信ネットワークを構成する伝送媒体としては、特に限定されず、例えば、IEEE1394、USB、電力線搬送、ケーブルTV回線、電話線、ADSL回線等の有線でも、IrDAやリモコンのような赤外線、Bluetooth(登録商標)、802.11無線、HDR、携帯電話網、衛星回線、地上波デジタル網等の無線でも利用可能である。なお、本発明は、上記プログラムコードが電子的な伝送で具現化された、搬送波に埋め込まれたコンピュータデータ信号の形態でも実現され得る。